

令和 6 年 5 月 24 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01360

研究課題名（和文）贈与契約の拘束力と効力 - 無償契約の性質決定と契約の解釈に関する比較法的研究

研究課題名（英文）The binding effect and efficacy of the gift contract: comparative study on determining gratuitous contract and contract interpretation

研究代表者

池田 清治 (Ikeda, Seiji)

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：20212772

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、学界での研究が乏しかった無償契約について、その代表例である贈与契約を素材としつつ、無償性が贈与契約の拘束力と契約内容の解釈に与える影響について比較法的検討を行い、これに基づいて無償契約の拘束力及び効力の背景原理を究明し、解釈論及び立法論を展開することである。その際、これまで等閑視されていた契約の性質決定という問題と具体的な研究が手薄であった契約の解釈という問題に焦点を当て、裁判例という具体的な素材を主たる対象として検討を進め、新注釈民法12巻（未刊行）の贈与の部分（549-554条）を書き上げるとともに、関係するいくつかの論稿を発表し、成果を上げた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

贈与契約の拘束力については、ドイツとフランスでは公正証書の作成が有効要件とされているものの、一定の背景事情を持つ無償契約は「贈与契約ではない」と性質決定することで、方式を満たさない無償契約の拘束力を認めるのが裁判実務である。

これに対し、日本では、無償であれば直ちに贈与契約としつつも、「書面」ないし「履行」の概念を拡張することで、550条本文を回避している。そして、そうであるなら、この2つの概念の拡張の背景事情（＝動因）を考究することは、学問的のみならず、実務的にも最重要課題のはずである。本研究プロジェクトでは、裁判例という具体的な素材を詳細に検討することで、この動因を究明した。

研究成果の概要（英文）： The objective of this study is to explore the gratuitous contract, an area where academic study has been lacking.

On the gift contract as a primary example, I implement a comparative study of the impact of the gratuitous factor on interpretation of contract details and on the binding power of the contract. Based on this, I examine the background to the binding power and efficacy of this type of contract and discuss legal interpretation and pertinent law formulation.

In this connection, I focus on the issues of: 1) the determining contract type that have been viewed with equal indifference until the present time, and 2) contract interpretation that have been a lack of specific study. This study was implemented with a focus on specific precedents. I present several related papers and also finish writing the section "gift"(Clause 549-554) of the New Commentary civil law Vol.12(not yet published), along with results.

研究分野：民法

キーワード：贈与 無償契約

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

報告者は、『新注釈民法(12)』(有斐閣から刊行予定)の編集者を務め、かつ、贈与に関する規定(549-554条)の執筆を担当しているが、その準備の中で次の2つの問題に突き当たった。

(1)改正550条は、改正前550条と実質的に同じ規定であるが、改正前550条については裁判例が多いことから、それらを類型化する必要がある。そのような作業は、すでに池田清治・民法五五〇条(贈与の取消)(広中俊雄=星野英一編『民法典の百年』(有斐閣、1998年)255頁以下)において行っており、そこでは贈与に至る経緯や贈与がされた原因が「書面」や「履行」の解釈に影響していることを指摘した。しかし、それは比較法的裏付けを欠くものであり、そのため、新注釈民法の準備として比較法的な試掘をしたところ、ドイツやフランスでは、契約の性質決定という回路を通じて無償の給付約束に拘束力を認め、しかも、そこで実際に考慮されている要素がドイツやフランスと日本とで類似しているのではないかとの感触を得た。

(2)改正551条1項は、改正前551条1項が贈与者の「担保責任」の規定であるのに対し、贈与契約の解釈規定として改変されたが、不履行の効果については全く議論されておらず、共通参照草案や約束的禁反言に照らすなら、立ち入った検討の必要性を痛感した。

そこで、このような問題関心のもと、比較法的検討を行い、これを礎石としつつ、日本法に整合的な解釈論的ないし立法論的提言をしたいと考えた。

2. 研究の目的

上記1で示した背景に基づき、次の2つを研究の目的とした。

(1)第1は、比較法的検討である。すなわち、ドイツとフランスでは、贈与契約の有効要件として公正証書の作成を求めているが、このような方式を具備していない無償譲渡の約束がどのような法的な取扱いを受けているかを、実際の裁判例に即して究明することである。さらに、無償契約が履行されない場合、その賠償の範囲が履行利益にまで及ぶのか、また、これとの関係で、仮に約束された品質と異なる物が引き渡された場合、贈与者はどのような責任を負うのか、という問題について、どのような理解がされているかを考究することである。要するに、無償契約の「拘束力」と「効力」に関する基礎的な研究を行うことが第1の目的とされた。

(2)第2は、このような比較法的検討に裏付けられた、日本における解釈論的ないし立法論を展開することであり、その基礎的な作業として、日本における贈与に関する裁判例を網羅的かつ多面的に検討することである。裁判例という具体的な素材を実証的に検討してこそ、意味のある解釈論的ないし立法論を唱えることができるはずである。

3. 研究の方法

上記のとおり、実証的な研究であるので、まずは各国の裁判例を中心に検討を進めた上、学説がそれをどのように受けとめているかを検証することになる。そして、これとの関係で、とりわけ最終目標である日本法との関係では、次の諸点に注目することになる。

(1)契約の性質決定：当該無償契約を「贈与」と性質決定するポイントは何か。

(2)「履行」の具体的な認定基準：ドイツとフランスでは、公正証書が作成されていなくても、現に贈与が履行されているなら、贈与契約の効力が認められているが(=贈与者は受贈者に対して贈与物の返還を求めることができない)、そのような効果を持つ「履行」について、いかなる判断基準を用いて認定がされているか。

(3)不履行の効果：贈与契約が履行されない場合(約定とは異なるスペックの物が引き渡された場合を含む) どのような法的効果が認められているか。具体的には、損害賠償の範囲はどのように解されているか、さらに、この問題と「契約の解釈」はどのように連結されているか。

検討すべき資料が膨大になるため、上記のとおり、文献に基づく検討が中心となるが、とはいえ、日本においてこのような視点から、贈与契約を考察した先行研究は見当たらず(欧米と日本との「贈与」観の違いを指摘する学説はあるが、裁判例という具体的素材については、検討は手つかずの状況にある) その意味で学術的独自性と創造性に富んだ方法といえる。

4. 研究成果

上記の目的及び方法に基づいて検討を進めた結果、次のような貴重な知見を得るとともに、成果を上げた。

(1) 贈与契約の拘束力：方式、履行、契約の性質決定

まず「贈与契約」という性質決定についていうなら、ドイツでは、単に客観的に無償であるだけでなく、当事者間に無償であるとの合意をも贈与契約の要件と解することで、結婚の際に仕事を辞めることとの引き換えに約束された金銭給付を「贈与ではない」と性質決定することで、公正証書が作成されていなくても完全な拘束力を認める方策が採られており、同じ問題解決はたとえば鉄道敷設のための寄付等にも使われていた。類似する現象はフランスでも看取することができた。

また「履行」についていうなら、ドイツでは、長年家政婦を務め、介護もしてくれていた受贈者に対して、贈与者が預金通帳を見せるために一旦手渡し、受贈者が一瞥した後、元の保管場所に戻したにもかかわらず、これを贈与契約の「履行」と解することで贈与契約の拘束力を完全に認める措置が採られていた。

このように、贈与契約の背景には、種々の社会的要因があるところ、ドイツとフランスでは、贈与契約につき、公正証書の作成という厳格な方式を求めているため、「贈与契約ではない」との性質決定や「履行」を弾力的に解することで、無償契約に完全な拘束力を与えるという措置が採られており、これは判例実務であるとともに、学説でも議論がされている。ところが、日本では、このような傾向の分析検討どころか、満足な紹介もされていない状況にある。

次に、このような比較法的検討の成果を踏まえて、日本の判例を検討したところ、日本では「書面」概念と「履行」概念を拡張することで、贈与契約の背景事情を汲み上げた判断がされていることが判明した。たとえば贈与者が第三者に当てた手紙を「書面」と解するか否かにつき、その背景事情を精査した上、解除者が贈与者本人ではなく、贈与者の相続人であった事案では、手紙を「書面」と判断し、他方で、贈与者本人が解除した事案については、手紙を「書面」とはいえないとしていたのである。

また、本妻でない女性を別宅に住まわせて子供が生まれ、父が子供の将来を案じていたという事案においては、当該建物に不動産の権利証があったという事情のみから、贈与契約の存在とその「履行」を推定するという手法を用いて、その父の死亡に伴って家督相続人となった者(=贈与者の相続人)の解除を否定した判決もあった。このような判例は、家督相続の廃止に伴い、第2次大戦後は見られなくなったが、内縁の妻については、「書面」や「履行」を見出そうとする姿勢が顕著であり、どうしてもそれが見出せない場合には、贈与者の相続人の解除権行使を「権利濫用」としている下級審判決も見られた。

要するに、ある無償契約につき、それがされた背景事情に照らし、拘束力を肯定したい場合、ドイツとフランスでは「契約の性質決定」と「履行」概念を用いて対応しているのに対し、日本

では「書面」と「履行」概念を用いて対応していたのである。そして、このような研究成果に基づき、新注釈民法 12 巻の 549-550 条の解説を書き上げた。

なお、「契約の性質決定」に関する上記の知見は、「契約の性質決定」という作業が解釈論においてどのような実践的意義を有するかを活写するものといえよう。

また、内縁の妻をめぐる上記のような裁判実務は、立法論にも資するところがある。

(2) 贈与契約の効力：不履行の効果

次に、不履行の効果については、英米の約束手続の法的効果がいわゆる信託利益の賠償にとどまることのほか、共通参照草案では特に契約不適合責任について契約の解釈を通じて賠償の範囲を限定する措置が採られており、ドイツにおいても同様の姿勢が見受けられた。

このような知見に基づき、日本法の状況を眺めるなら、特に改正 551 条をめぐる近時の解釈には、若干の混乱が見受けられた。すなわち、売買契約における「瑕疵担保」を「契約不適合責任」として構成し直し、損害賠償の範囲をいわゆる履行利益の賠償としたこととの関係から、贈与者が贈与物のスペックに関する説明をした場合、その説明が直ちに契約内容になるとの理解のもと、改正 551 条 2 項の存在意義を問う学説が有力に主張されている。しかし、無償契約にあっては、スペックの説明が直ちに契約内容とされるべきかは、同条 1 項との関係からも疑問であり、説明義務違反として構成することで損害賠償の範囲を画する方向性も十分にありうるはずである。

また、仮に説明義務違反が肯定される事案にあっても、その義務違反に過失しか認められない場合、贈与者に賠償責任を課すべきかどうかは問題のはずである。そして、たとえば有害な食品を贈与した場合のように、不法行為責任が肯定される事案にあっては、過失ある贈与者の免責を認めるべきでないことは当然であるとしても、基本的には安全であり、ただ、その使用方法について十分な説明がされていなかったために受贈者が損害を被った場合には、免責ないし責任軽減をするの方策もありうるはずで、現にドイツではその旨の最上級審判決も存在する。

このような知見に基づき、新注釈民法 12 巻の 551 条及び 553 条の解説を書き上げた。

(3) その他

上記のとおり、この研究の成果は新注釈民法 12 巻に集約されているものの、それ以外にも個別の論稿を発表するとともに、「契約の拘束力の根拠」に関する経営者向けの講演会を行い、単に学界のみならず、市民に対する研究成果の還元も行っている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 4件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 池田清治	4. 巻 -
2. 論文標題 契約交渉の一方的破棄	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 千葉恵美子、潮見佳男、片山直也（編）『Law Practice 民法（債権編）〔第5版〕』	6. 最初と最後の頁 16-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田清治	4. 巻 -
2. 論文標題 契約交渉破棄における責任	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 窪田充見、森田宏樹（編）『民法判例百選 債権〔第9版〕』	6. 最初と最後の頁 8-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田清治	4. 巻 -
2. 論文標題 カーボン複写による自筆証書遺言と自書の要件	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大村敦志、沖野眞己（編）『民法判例百選 親族・相続〔第3版〕』	6. 最初と最後の頁 172-173
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田清治	4. 巻 -
2. 論文標題 契約交渉段階	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 松岡久和、松本恒雄、鹿野菜穂子、中井康之（編）『改正債権法コンメンタール』	6. 最初と最後の頁 954-963
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田清治	4. 巻 -
2. 論文標題 契約の成立	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 鎌田薫、潮見佳男、渡辺達徳（編）『新基本法コンメンタール 債権2』	6. 最初と最後の頁 7-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田清治	4. 巻 -
2. 論文標題 不当勧誘と不退去・困惑させる行為	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 河上正二、沖野眞已（編）『消費者法判例百選〔第2版〕』	6. 最初と最後の頁 86-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田清治	4. 巻 -
2. 論文標題 死因贈与の扱い（改正1047条）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 加藤新太郎、前田陽一、本山敦（編）『離婚・親子・相続事件判例解説』	6. 最初と最後の頁 274-275
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田清治	4. 巻 -
2. 論文標題 契約準備段階における当事者の義務	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神作裕之、藤田友敬（編）『商法判例百選』	6. 最初と最後の頁 88-89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田清治	4. 巻 60
2. 論文標題 転貸借契約の契約条件について合意したにもかかわらず契約書への記名捺印を拒否した転借交渉者の責任の内容	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 櫻田嘉章、松本恒雄、北村雅史、窪田充見、笠井正俊（編）『私法判例リマークス』	6. 最初と最後の頁 34-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------